

### 介護保険施設サービス利用時の 居住費（部屋代）・食費の軽減制度

～随時申請を受け付けます～

介護保険施設サービスを利用したときは、施設サービス費（利用料）の自己負担分（負担割合Ⅱ「1割」・Ⅲ「2割」）のいずれか）に加え、食費・居住費（部屋代）・日常生活費などの費用を支払いますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により食費・居住費（部屋代）の軽減制度（負担限度額認定）が受けられます。

◎食費・居住費（部屋代）の軽減制度（負担限度額認定）とは、所得区分に応じて食費・居住費（部屋代）の負担限度額（施設に支払う1日当たりの自己負担額の上限）が設けられています。認定期間は、申請があった月の初日から翌年7月31日まで（1月～7月の申請は同年7月31日まで）です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要で、施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課（市役所1階）で申請してください。詳細は広報6月15日号3面または市ホームページをご覧ください。

【対象となるサービス】施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設）▼短期入所サービス（短期入所生活（療養）介護・介護予防短期入所生活（療養）介護）

【認定要件】次の①～③のすべてに該当する方  
①世帯全員が住民税非課税であること②住民票上の世帯が異なる（世帯分離しているなど）場合の配偶者が住民税非課税であること③預貯金などの資産の合計額が、単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下であること

◎随時申請を受け付けます  
新たに施設サービスを利用する予定がある方、認定要件に当てはまらず更新申請しなかった方、または更新申請をしたが認定結果が非該当であった方でも、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変わり、認定要件に当てはまった時点で、申請することができます。判定の結果、承認された場合は、申請の初日から負担限度額が適用になります。

詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

### 小児慢性特定疾病医療費助成の 更新手続きについて

小児慢性特定疾病医療費助成の医療券をお持ちの方で、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは、都から郵送されます。早めに手続きを済ませてください。有効期限を過ぎた場合、医療費助成を受けられなくなり、助成の再開は改めて手続きすることになります。受けるべき年金の受け取り額が少なくなり、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納は、古い月のものから納



### 国民年金 だより

国民年金保険料の免除・納付猶予期間がある方へ  
（全額・一部・法定免除、納付猶予、学生納付特例などの承認期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べてに該当する方  
①世帯全員が住民税非課税であること②住民票上の世帯が異なる（世帯分離しているなど）場合の配偶者が住民税非課税であること③預貯金などの資産の合計額が、単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下であること

◎随時申請を受け付けます  
新たに施設サービスを利用する予定がある方、認定要件に当てはまらず更新申請しなかった方、または更新申請をしたが認定結果が非該当であった方でも、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変わり、認定要件に当てはまった時点で、申請することができます。判定の結果、承認された場合は、申請の初日から負担限度額が適用になります。

詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

### 「東京における都市計画道路の 在り方に関する基本方針（案）」 ～ご意見をお寄せください～

都と特別区および26市2町には、都市計画道路の約8割が完成する時代を迎えることになり、その一方で、優先整備路線に選定しなかった約2割の都市計画道路は、事業着手までに期間を要することになります。こうしたことから、優先整備路線などを除く未着手の都市計画道路の在り方について、都と特別区および26市2町は協働で調査検討を進めています。

このたび、都市計画道路の検証手法や計画変更などの対応方針を整理した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」を取りまとめました。

現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき整備を推進することにより、「都市づくりのランドデザイン」の目標時期である2040年代

### 特別障害者手当・障害児福祉手当など 受給資格の所得制限額は 8月以降も据え置かれます

【所得制限額】本人所得が360万4000円で、扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算

※扶養親族のうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき10万円を、特定扶養親族（19歳～23歳未満）がある場合は1人に付き25万円を加算します。

【対象】特別障害者手当Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方▼障害児福祉手当Ⅱ20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1級・2級のいずれかまたは愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方

特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当を毎年継続して受給する場合は、前年の所得状況（所得制限額は変更なし）や支給要件など、現況確認の届け出が必要で、提出がない場合、今年の11月期分からの手当が支給されません。

### 市職員を募集します

【申込受付期間】8月23日（金）午前9時～午後8時、24日（土）午前9時～午後1時  
【申し込み方法】市所定の受験票と履歴書、土木技術・建築技術・機械技術を受験する方は、成績証明書も本人が同課へ直接持参してください。  
【一次試験日】9月22日（日）  
詳しくは職員課 ☎470・7716へ。

2年1月1日以降に採用する職員および2年4月1日以降に採用する職員を募集します。募集職種・受験資格・募集人数などは、左表の通りです。

【募集要項】土曜・日曜日、取得できません。

市職員募集の職種・受験資格・募集人数など

採用時期	職種と試験区分	受験資格	募集人数
2年1月1日以降採用	一般事務	I類（大学卒程度）	平成元年4月2日～9年4月1日に生まれた方
		II類（短大卒程度）	平成3年4月2日～11年4月1日に生まれた方
		III類（高校卒程度）	平成5年4月2日～13年4月1日に生まれた方
	土木技術	昭和49年4月2日～平成9年4月1日に生まれ、土木（関連）学科を履修した方	若干名
	建築技術	昭和49年4月2日～平成9年4月1日に生まれ、建築（関連）学科を履修した方	
	機械技術	昭和49年4月2日～平成9年4月1日に生まれ、機械（関連）学科を履修した方	
2年4月1日以降採用	一般事務	I類（大学卒程度）	平成2年4月2日～10年4月1日に生まれた方
		II類（短大卒程度）	平成4年4月2日～12年4月1日に生まれた方
		III類（高校卒程度）	平成6年4月2日～14年4月1日に生まれた方
	土木技術	昭和50年4月2日～平成10年4月1日に生まれ、土木（関連）学科を履修した方	若干名
	建築技術	昭和50年4月2日～平成10年4月1日に生まれ、建築（関連）学科を履修した方	
	機械技術	昭和50年4月2日～平成10年4月1日に生まれ、機械（関連）学科を履修した方	

※両方の採用時期に申し込むことはできません。  
※いずれの職種も卒業見込みを含みます。  
※土木技術・建築技術・機械技術については、関連学科を履修見込みであっても申し込みできますが、採用時点で履修済みであることが条件となります。  
※1次試験では活字印刷による筆記試験、2次試験および3次試験は口述による試験を行います。配慮が必要な方は、申し込み前にご相談ください（小さい文字が見えにくい試験問題を拡大してほしい、車椅子を使用しているため会場に配慮してほしいなど）。  
※勤務時間は原則として週38時間45分（1日7時間45分）です。

### 募集



わかさ学園  
①産休代替臨時職員（保育士）②臨時職員（作業療法士）

【任用期間】9月30日まで（更新あり）

【勤務日数・時間】①が月曜～金曜日の週5日。午前8時半～午後5時。②が土曜・日曜日を除く週2日（応相談）。午前9時45分～午後4時半

【勤務場所】わかさ学園（南沢4ノ7ノ18）

【勤務内容】①が同学園の保育補助・療育業務およびこれ

### 健康課嘱託員 （保健師）

【賃金】①が時給1070円、②が時給2120円 ※市の規定による

【任用期間】9月1日～2年3月31日（更新あり）

【勤務日数・時間】月16日以上、午前8時半～午後5時15分（勤務日数は相談可）

【業務内容】母子保健事業などの保健事業

【募集人数】若干名

【報酬】市の規定による（交通費は別途支給）

申し込みは8月16日（金）までに、事前連絡の上、履歴書（写真貼付）と資格証明書（写しを健康課保健サービス係（滝山4ノ3ノ14、わかさ健康プラザ内）へ直接持参してください。採用は書類選考と面接の上、決定します。詳しくは同課 ☎477・0222へ。